

(再委託の場合に使用します。ただし、3回以上委託する場合は、併せて「補足用」を使用します。)

この行程管理票は、フロン回収・破壊法第19条の3及び第20条の2に基づき、以下の場合に使用します。

A票 (記入者)機器の所有者:委託確認書

・第一種特定製品を廃棄する場合、機器の所有者が、この書面にてフロンの引き渡しを取次者に委託する場合に使用します。機器の所有者はこの書面を3年間保存します。

B票 (記入者)取次者1及び機器の所有者:再委託承諾書

・取次者1が、フロンの引き渡しを取次者2に再委託する場合、機器の所有者の再委託承諾書として使用します。機器の所有者はこの書面を3年間保存します。

C票 (記入者)取次者1:委託確認書 兼 再委託承諾書

・取次者1が、フロンの引渡を、取次者2に再委託する場合、委託確認書として使用します。取次者1はこの書面を3年間保存します。

D票 (記入者)取次者2:委託確認書 兼 再委託承諾書(写)

・再委託を受けた取次者2が回収業者に依頼、または取次者3へ再々委託をする場合(補足用も使用)に、取次者2が使用します。取次者2はこの書面を3年間保存します。

E票 (記入者)回収業者:委託確認書 兼 引取証明書

・フロンの引取を依頼された回収業者が、フロンの回収終了後に引取証明書として使用します。回収業者はこの書面の(写)を3年間保存します。

F票 (記入者)回収業者:引取証明書(写)

・回収業者は引取証明書(写)として、この書面を3年間保存します。又、回収業者は記録として帳簿の代わりに使用できます。その場合はこの書面を5年間保存します。

※この行程管理票は、整備・修理時にフロン回収をした際の回収業者の記録としても使用することができます。その際、機器所有者を「整備の発注者」と読み替えてください。「整備者」=「回収業者」であっても、「整備者」欄は記入します。

